

質 問 書 回 答

令和 5年 6月 26日

「ふじさん工業用水道に係る浄水発生土有効利用事業」にかかる質問について、以下により回答します。

番 号	質 問 事 項	回 答
	<募集要項>	
1	1. 事業の概要 (7)用語の定義「破碎土(C)」 について、本施設に事業者提案において破碎機を導入しない場合は、破碎土(C)は発生しないという理解で良いか。	(質問1 回答) ご理解のとおり、その場合は破碎土(C)は発生しません。
2	2. 本事業の事業内容 (2)対象業務 ③有効利用業務 「～逆有償となる有効利用土(本施設)の収集・運搬に係る産業廃棄物収集・運搬許可業者の探索について県を支援すること。」とあるが、別紙3 最低購入保証条件の中に「当該算定期間において、以下のいずれかの事由により、県が破碎土(B)、破碎土(C)及び破碎加工土の収集及び運搬に係る事業者(以下「収集運搬事業者」という。)に対して支払った処理(収集・運搬)費用が、提案書類において企業グループが提案した処理(収集・運搬)費用よりも増加した場合は、当該増加額を当該算定期間に係る最低購入保証金額に加算するものとする。 ア 提案書類で提案された単価により、県が収集運搬事業者との間で破碎土(B)、破碎土(C)及び破碎加工土の収集及び運搬に係る委託契約を締結できなかった場合 イ 破碎土(B)、破碎土(C)及び破碎加工土について、提案書類で提案された運搬場所よりも遠方への運搬が必要となった場合」となっている。 ・当該契約では、支援の範囲を超え、有効利用事業者が実質責任を負っていると考えられるがいかでしょうか。 ・有効利用事業者が、逆有償による運搬費を実質的に負担することは廃掃法上の疑義があると思われれますがいかでしょうか。	(質問2 回答) 基本契約の別紙3の1※印箇所に規定した最低購入保証条件は、県と有効利用事業者を含む応募者との間の本事業に係る約定にすぎず、県が自らの費用負担の下で廃棄物の収集運搬を収集運搬許可業者に対して委託するものである以上、廃掃法に明らかに抵触するものではないと考えます。 なお、提案書類で提案された単価により、県が収集運搬事業者と間で契約を締結できなかった理由が、応募者の責に帰さないものと合理的に考えられる場合には、最低購入保証金額に加算しないことも考えられるため、別紙3の1※印箇所の条件の具体的な内容については、優先交渉権者として選定された応募者との契約時に協議をさせていただきます。

3	<p>7. 応募者の参加資格要件 (3) 応募者の役割に応じて求められる要件 ③有効利用業務を行う者の要件 ア「官公庁より、浄水発生土から製造された有価物である人工植栽土壌等を購入した実績を有すること。」とあるが、官公庁が管理する施設におけるPFI事業者が製造した人工植栽土壌の購入実績も実績に含めると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>(質問3 回答) 実績に含めると考えて構いません。</p>
4	<p>10. 提案価格等 (2) 最低購入保証の提案条件 ・「その他準備費用」：11,000,000円(税抜) について、償却期間については何年で考えたらよいか等、予算計上の方法についてご教示願いたい。</p>	<p>(質問4 回答) 事業期間での計上と認識しているが、最低購入保証条件における償却期間は業者提案による計上で構いません。</p>
5	<p>・本施設の撤去費用：応募者が提案する本施設的设计・施工費用(税抜)に10%を乗じた額 について、設計・施工費の10%にあたる額を事業年数(15年)で割って毎年積み立てることで良いか等、予算計上の方法についてご教示願いたい。</p> <p style="text-align: center;"><要求水準書></p>	<p>(質問5 回答) 特に指定はなく、最低購入保証条件における計上は業者提案による方法で構いません。</p>
6	<p>第2 全業務に共通する要件 2 事業の基本条件 (1) 浄水発生土の量及び性状(いずれも予測値) 図表7中の右から2列目の「【破碎土】 ここにおける【破碎土】とは、破碎土(A)および破碎土(B)のことを示すと考えて良いか。</p>	<p>(質問6 回答) 破碎土(A)または(B)のことを示します。</p>
7	<p>図表7中の右から2列目の「【破碎土】 について、汚泥処理施設における破碎機を最大限に稼働させた場合の1日あたり破碎可能量および年間破碎可能量についてもご教示願いたい。</p>	<p>(質問7 回答) 脱水する際の汚泥濃度によって異なるが、最大25[t/日]程度。 年間の破碎可能量は、破碎機の稼働日数や浄水発生土量の状況により変動いたします。</p>
8	<p>第3 本施設的设计・施工業務に関する要件 2 設計 (2) 人員の配置 「～管理技術者及び照査技術者は、類似事業での実績を有するものを配置すること。」 とあるが、官公庁からの直接発注による設計受託業務ではなく維持管理業務の中で設計業務を行った実績もその中に含むと考えて良いか。 また、募集要項「本施設的设计・施工業務を行う者</p>	<p>(質問8 回答) 募集要項に記載の要件は、応募者が参加資格の申請時に満たすべき要件です。他方で、要求水準書に記載の要件は、設計・施工業務の実施に当たり県が工事請負事業者に求める要件です。ついては、要求水準書に規定のとおり、管理技術者及び照査技術者は類似事業での実績を</p>

	の要件」中には当該記載がないが、募集要項が優先されると考えて良いか。	有するものを配置してください。なお、維持管理業務の中で行った設計業務も実績に含めて構いません。
9	<p>3 施工</p> <p>(2)用地</p> <p>～別紙資料1「事業予定地の概要」に示す赤線で囲まれた範囲で行うこと。</p> <p>とあるが、別紙資料1の所在についてご教示願いたい。</p>	<p>(質問9 回答)</p> <p>HPで公表します。</p>
10	<p>第4 運営・維持管理業務に関する要件</p> <p>1 運営・維持管理業務に関する基本的事項</p> <p>(1)運営・維持管理業務の範囲</p> <p>に、～(別紙資料3「運営・維持管理業務の範囲」)～とあるが、別紙資料3の所在についてご教示願いたい。</p>	<p>(質問10 回答)</p> <p>HPで公表します。</p>
11	<p>(2)運営・維持管理時のユーティリティ</p> <p>に、～別紙資料2「事業予定地のユーティリティの利用条件」に示す条件の下～とあるが、別紙資料2の所在についてご教示願いたい。</p>	<p>(質問11 回答)</p> <p>HPで公表します。</p>
12	<p>(2)運営・維持管理時のユーティリティ</p> <p>について、使用する機器の使用電力量の合計はおおむね36kw(1日あたり131kw)と考えているが、既存施設でその電気容量を供給できると考えて良いか。</p>	<p>(質問12 回答)</p> <p>使用する機器が三相負荷であることが条件ですが、電力100kw以下であれば既存施設の変圧器にて対応可能であり、その電気容量を供給できると考えて良いです。</p>
13	<p>(5)安全衛生管理</p> <p>に関連して、通常の維持管理業務の中で、床面等の清掃業務は水洗いで行うことを想定しているが実施しても良いか。</p>	<p>(質問13 回答)</p> <p>場内の道路上は掃き掃除または水洗い、ケーキヤード内は掃き掃除を想定しています。</p>
14	<p>2 運転管理</p> <p>(5)産業廃棄物の処分</p> <p>に「当該業者が運搬車両に積み込むための機材等は運営・維持管理事業者にて調達し、当該業者に無償使用を認めること。」とあるが、無償使用中に起きた瑕疵については県側にあるという理解で良いか。</p>	<p>(質問14 回答)</p> <p>当該業者に起因する瑕疵であれば、当該業者に瑕疵があると考えられるため、その場合は県及び当該事業者間で協議するものとします。</p>